

市町及び関係部局意見照会

- 意見対応 -

3-1 三重県の都市づくりの方針

→都市づくりの方針① (P100)

→都市づくりの方針② (P103)

【意見：地域連携・交通総務課】

○p100「徒歩や自転車による移動、デマンド交通、IoT・AI」を「徒歩や自転車による移動、デマンド交通、公共ライドシェア、IoT・AI～」に修正いただきたい。

○P103「観光地までのアクセスの弱点となりやすい二次交通の充実を進めます。具体的には、公共交通、タクシー、レンタカー、シェアサイクル、デマンド交通等を組み合わせつつ」を「観光地まで円滑にアクセスできるよう二次交通の充実を進めます。具体的には、タクシー、デマンド交通、公共ライドシェア、レンタカー、シェアサイクル等を組み合わせつつ～」に修正いただきたい。

【対応】

○第2回小委員会でもライドシェアについてご意見をいただきましたが、地域連携・交通総務課からの同様の意見を受けて反映しました。このほか、関連箇所では公共ライドシェアやシェアサイクル等を追加しています。

基本方針案P100

都市づくりの方針①

「人口減少時代における持続可能な都市構造への転換」

■三重県では、これまでもコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づく都市づくりを進めてきました。今後は、さらなる人口減少や世帯数の減少も見込まれ、既存市街地の低密度化・スポンジ化が懸念されることから、日常生活の利便性を確保し、財政的・経済的に持続可能な都市経営の実現のため、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を一層深化・発展させていきます。具体的には、居住や医療、福祉、商業、行政サービス等の都市機能や、地方への新たな人の流れを生み出す事務所や研究所、研修所等の特定業務施設等*をまちなかや公共交通の利便性が高いエリアへ適切に誘導し、拠点の形成と都市機能の充実を図るとともに、それらの拠点をネットワークする公共交通や幹線道路ネットワークの強化を図ります。あわせて、徒歩や自転車による移動、デマンド交通*、公共ライドシェア*、IoT*・AI*を活用した自動運転等の多様な移動手段を組み合わせることで、高齢者をはじめとする交通弱者にも配慮した移動環境を構築し、限られた人口規模や財政条件のなかでも効率的に都市機能が維持される都市構造への転換を進めます。

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

課題②「産業の振興及び産業活動を支える都市基盤」に関する課題

都市づくりの方針②

「産業活動、交流・連携を支える都市基盤及び交通ネットワーク整備」

…（略）…

■産業活動及び観光需要の拡大等を下支えするため、物流・人流の両面から産業インフラと移動サービスの高度化を一体的に進めます。産業インフラとしては、産業拠点と高速道路、港湾等との接続性を高める道路の整備やアクセス性の向上を進めるとともに、企業活動に不可欠なデジタル基盤、エネルギー供給、災害対応力を総合的に強化し、企業立地後の操業の安定性と拡張性の確保を図ります。また、観光分野においては、インバウンド*を含む多様化する旅行者ニーズに対応するため、観光地まで円滑にアクセスできるよう二次交通*の充実を進めます。具体的には、タクシー、デマンド交通*、公共ライドシェア*、レンタカー、旅客船、シェアサイクル*等を組み合わせつつ、デジタル技術を活用しながら予約・決済・案内を一体化する広域MaaS*の導入・拡充を図ることで、滞在時間の増加と消費拡大につなげていきます。さらに、リニア中央新幹線の整備を契機とした新たなゲートウェイ機能*の整備と、地域の持続可能な公共交通ネットワークの構築を両軸として、日常の移動利便性の向上と観光・交流の拡大をめざします。

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

→ (2) 都市計画区域に関する方針

2) 都市計画区域の指定等の見直し方針 (P113)

【意見：鈴鹿市】

○市街化区域の拡大を求める開発圧力に対して、人口フレームが無いという理由で断念させることがある。しかし、過去に可能であった住居系地区計画が、現在は不可という説明は、ある意味、現在の開発事業者にとっては不利益処分になりかねないので、人口フレーム方式の詳細説明と、実際の人口フレームの数値を明示することはできないか。

○災害リスクのある土地からの人口誘導を図る場合や、逆線を検討する場合など、フレーム方式に縛られない市街化編入の方法について明記していただきたい。

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

→ (3) 都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

③市街化区域の規模の考え方 (P116, 117)

【意見：桑名市】

○P116、「設定した土地利用検討区域内の住宅や公共施設等は、既存市街地内への移転を原則としますが、収容が難しい場合については、人口フレーム方式以外での市街化区域編入手法について検討します。」とあるが、土地利用検討区域の設定と市街化区域編入について、政策的判断等により両地区の関連を明確にできない場合等もあるため、緩和をお願いしたい。

※土地利用検討区域の設定を、市街化区域編入前に限定しない。市街化区域編入手法の検討エリアを、土地利用検討区域に限定せず、災害ハザードエリア全体を対象とする。等

【対応】

○具体的な人口フレームは、次年度から予定する区域マスの改定で検討するため、その中で関係市町と協議させていただきます。

○なお、市街化区域の設定は、都市計画運用指針でフレーム方式を基本とすることとなっていますので、三重県としてもこれまでと同様にフレーム方式で検討します。ただし、三重県では津波の被害可能性を鑑み、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定しています。指針において、災害リスクの高いエリアでは「土地利用検討区域」を設定し、当該区域の機能（住居系・公共系）を既成市街地に集約できない場合については、市街地を移転するシナリオを提示しています。これは、フレーム方式とは別枠で検討することとしています。

○それ以外の手法として、安易に市街化区域編入に関する要件の緩和に言及することは、郊外への市街地の拡散や既成市街地の低密度化を招くおそれがあるため、基本的な考え方はそのままとします。

③市街化区域の規模の考え方

…（略）…

項目の観点から土地利用検討区域を検討することとしています。

あわせて、大規模自然災害への対応としては、事前復興まちづくり*の観点から、市街地移転の可否等の都市構造の再編も視野に入れて検討します。設定した土地利用検討区域内の住宅や公共施設等は、既成市街地内への移転を原則としますが、収容が難しい場合については、人口フレーム方式以外での市街化区域への編入手法について検討します。

人口フレーム方式以外での市街化区域への編入に関する基本的な考え方は、以下のとおりです。

- ① 対象は、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」の土地利用検討区域設定フローに基づき選定した特定の地域や災害レッドゾーン（災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等の住宅の建築や開発行為等の規制がある区域）とします。
- ② 市街化区域の付替えを基本とします。付替え元の区域は、市街化調整区域への編入（逆線引き）を基本とします。
- ③ ②の付替えは、原則として、既存の市街化区域への集約移転が困難な場合とします（三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針に示す「移転型シナリオ」に該当する場合です。詳細は、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針をご確認ください）。

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

→ (3) 都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3) 主要な都市計画の決定の方針（都市計画区域マスタープラン 第3章）

①土地利用に関する方針

I. 区域別の土地利用の基本的な考え方

c. 非線引き都市計画区域（P119）

【意見：四日市市】

○P27で、非線引き都市計画区域の人口密度の推移において、低密度な市街地の増加が明らかとなっているため、三重県として、コンパクト・プラス・ネットワークの考えのもと、どのように都市計画をするのか、より具体的に示す必要があると考える。（人口フレームと同等程度の考えを示すべきではないか。）

【対応】

○第2回小委員会にて「非線引き都市では用途地域の面積が大きく増加している。コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを進めるうえで低密度な市街地が拡大することが支障となっていないか。」とのご指摘をいただきました。同様のご指摘であり、非線引き都市計画区域でも、用途地域の拡大については人口や産業、都市基盤整備の見通し等を考慮し、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりに支障がない範囲で検討することを明記しました。

○ただし、非線引き都市計画区域においては、ご意見にあるフレーム方式に準じた形（用途地域の規模の管理）では既成市街地の低密度化の防止策とはならず、それ以上に白地地域の土地利用規制が重要と考えています。この対応として、現行の基本方針でも記載していた特定用途制限地域の活用に加え、立地適正化計画の運用、特に居住調整地域の指定についても追加しています。

c. 非線引き都市計画区域

…（略）…

なお、非線引き都市計画区域においても、都市機能の集積を図るべき広域拠点等の区域では景観や生活環境に配慮しつつ都市のスポンジ化*に対応するため、当該拠点区域のめざす市街地像に応じ、原則として密度の高い土地の高度利用を図ります。拠点以外の区域については、建物の高さや容積率、建蔽率等を適切にコントロールし、緑や周辺の景観と調和した空間を創出します。**用途地域の拡大については、人口や産業、都市基盤整備の見通し等を考慮し、都市のスポンジ化や市街地の低密度化を招かない範囲で検討することとします。**

また、三重県の特性に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりに向け、立地適正化計画による市町の間組を促進します。立地適正化計画に定める居住誘導区域・都市機能誘導区域への居住や誘導施設の立地誘導を図る一方で、市街地等のうち居住誘導区域から外れた区域について、必要な場合には、居住調整地域の指定等による土地利用の抑制方策をとることも検討することとします。

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

→ (3) 都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3) 主要な都市計画の決定の方針（都市計画区域マスタープラン 第3章）

①土地利用に関する方針

Ⅱ. 大規模自然災害のリスクのある区域の土地利用の考え方

c. 非線引き都市計画区域（P120, 121）

【意見：四日市市】

○事前復興まちづくりについては、防災部局または都市部局のどちらで検討し策定するか決定していない市町が多いと思われるので、「将来都市構造を踏まえた土地利用の方針等の都市づくりを検討しておく」を「将来都市構造を踏まえた土地利用の方針等の都市づくりを防災部局と連携しながら検討しておく…」とされたい。

【対応】

○ご指摘を踏まえ修正しました。なお、事前復興まちづくりに関しては、防災部局のみならず、庁内の関係部局が連携し、平時から横断的に検討しておくことが望ましいとしました。

基本方針案P121

Ⅱ. 大規模自然災害のリスクのある区域の土地利用の考え方

…（略）…

また、大規模地震・津波災害等により甚大な被害が発生した場合において、**生活再建を円滑にするため、事前復興まちづくり***の観点からも都市計画区域外を含め将来都市構造を踏まえた土地利用の方針等の都市づくりについて、庁内の関係部局が連携し、平時から横断的に検討しておくことが望ましいといえます。